

広 資 料 第 1 5 0 号  
令 和 6 年 1 2 月 2 6 日  
市 民 部 保 険 年 金 課  
市 民 情 報 提 供 資 料

令和7年度国民健康保険税率等及び多子世帯に対する国民健康保険  
税の減免について（答申）

このことについて、令和6年12月25日付で武蔵村山市国民健康保険運営協議  
会から別紙のとおり答申がありましたので、お知らせします。

**令和7年度国民健康保険税率等  
及び多子世帯に対する国民健康  
保険税の減免について（答申）**

**令和6年12月25日**

**武蔵村山市国民健康保険運営協議会**



# 目次

はじめに	1
国保事業費納付金の算定結果等の分析	2
1 東京都が示した本市の令和7年度国保事業費納付金の算定結果	2
2 国保事業費納付金を支払うために必要な令和7年度標準保険税率の算定結果	2
3 一人当たり保険税額の比較	2
(1) 本市の状況	2
(2) 多摩26市の状況（平均）	2
4 国保事業費納付金における参考指数の状況	3
5 令和6年度国民健康保険税率等の状況	3
6 国民健康保険被保険者を取り巻く状況等	3
7 直近の一人当たり医療費及び受診率の推移	4
8 応能・応益割合の設定方法	5
9 当初予算におけるその他一般会計繰入金金の状況	5
令和7年度国民健康保険税率等について	6
1 令和7年度国民健康保険税率等における考え方	6
2 令和7年度国民健康保険税率等	6
(1) 基礎（医療）分	6
(2) 後期支援金分	7
(3) 介護納付金分	7
多子世帯に対する国民健康保険税の減免について	8
1 現行の多子世帯に対する減免制度について	8
2 減免実績について	8
3 多子世帯に対する減免制度の今後について	8
おわりに	9

## はじめに

---

本協議会は、市長から諮問があった「令和7年度国民健康保険税率等及び多子世帯に対する国民健康保険税の減免について」（令和6年11月29日付武発第1741号）を調査・検討した。

審議を行った結果、令和7年度に改定すべき国民健康保険税率等及び多子世帯に対する国民健康保険税の減免について、一定の結論を得たので、ここに答申するものである。

# 国保事業費納付金の算定結果等の分析

本協議会では、令和7年度に東京都に納付する国民健康保険事業費納付金（以下「国保事業費納付金」という。）及び国保事業費納付金を支払うために必要な標準保険税率の算定結果並びに本市の国民健康保険事業の状況等を分析し、令和7年度の税率等について検討した。今般東京都から示された令和7年度の国保事業費納付金は、東京都が医療費等を算定するに当たり、令和5年度の1年間分の実績を基礎として、2年間（令和3年度～令和5年度）の伸び率により推計を行ったものである。

## 1 東京都が示した本市の令和7年度国保事業費納付金の算定結果

課税項目	国保事業費納付金 (令和7年度)	国保事業費納付金 (令和6年度)	差引増減額 (令和7年度-令和6年度)
基礎（医療）分	1,505,601,530円	1,613,212,102円	▲107,610,572円
後期支援金分	513,705,109円	514,067,940円	▲362,831円
介護納付金分	196,197,843円	187,867,783円	8,330,060円
合計	2,215,504,482円	2,315,147,825円	▲99,643,343円

## 2 国保事業費納付金を支払うために必要な令和7年度標準保険税率の算定結果

課税項目	標準保険税率 (令和7年度)		本市税率 (令和6年度)		増減率及び増減額	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
基礎（医療）分	7.91%	48,385円	6.75%	35,200円	1.16%	13,185円
後期支援金分	2.89%	17,432円	1.81%	12,500円	1.08%	4,932円
介護納付金分	2.46%	17,894円	1.76%	13,000円	0.70%	4,894円

## 3 一人当たり保険税額の比較

### (1) 本市の状況

令和7年度仮係数に基づく保険税額(A)	令和6年度確定係数に基づく保険税額(B)	伸び率① (A)/(B)	令和6年度当初予算時の保険税額(C)
162,208円	167,872円	▲3.37%	101,532円

### (2) 多摩26市の状況（平均）

令和7年度仮係数に基づく保険税額(A)	令和6年度確定係数に基づく保険税額(B)	伸び率① (A)/(B)	令和6年度当初予算時の保険税額(C)
173,498円	179,532円	▲3.36%	103,744円

上記1から3までの結果から、本市においては、基礎（医療）分及び後期支援金分について、東京都が算定した標準保険税率と大幅に乖離しており、国保事業費納付金を賄うために必要な保険税が賦課できていない状況にある。

#### 4 国保事業費納付金における参考指数の状況

本市における国保事業費納付金の参考指数の状況は以下のとおりである。

項目	令和7年度	多摩26市平均	順位 <sup>※1</sup>
医療費指数	1.0217	0.9414	1位
一人当たり総所得金額 <sup>※2</sup>	643,267円	770,065円	26位

※1 順位は、多摩26市で数値が高い順に並べたもの。

※2 一人当たり総所得金額は、東京都において国保事業費納付金算出のために算定した数値である。

高齢化に伴う一人当たり医療費の増に対し、一人当たり総所得金額は低い状況となっており、いわゆる構造的な問題を抱えている状況にある。

#### 5 令和6年度国民健康保険税率等の状況

課税項目	種別	多摩26市平均	本市	備考
基礎（医療）分	所得割	6.02%	6.75%	法定賦課限度額 65万円 本市限度額 65万円 法定限度額賦課 25市
	均等割	31,316円	35,200円	
後期支援金分	所得割	2.07%	1.81%	法定賦課限度額 24万円 本市限度額 24万円 法定限度額賦課 19市
	均等割	11,590円	12,500円	
介護納付金分	所得割	1.89%	1.76%	法定賦課限度額 17万円 本市限度額 17万円 法定限度額賦課 25市
	均等割	13,728円	13,000円	

本市の税率等は、本協議会が答申した内容を基に改定を行ってきた。令和6年度時点における国民健康保険税率は、多摩26市平均と比較して、基礎（医療）分においては所得割と均等割がそれぞれ上回っており、後期支援金分及び介護納付金分の所得割は下回っている状況である。

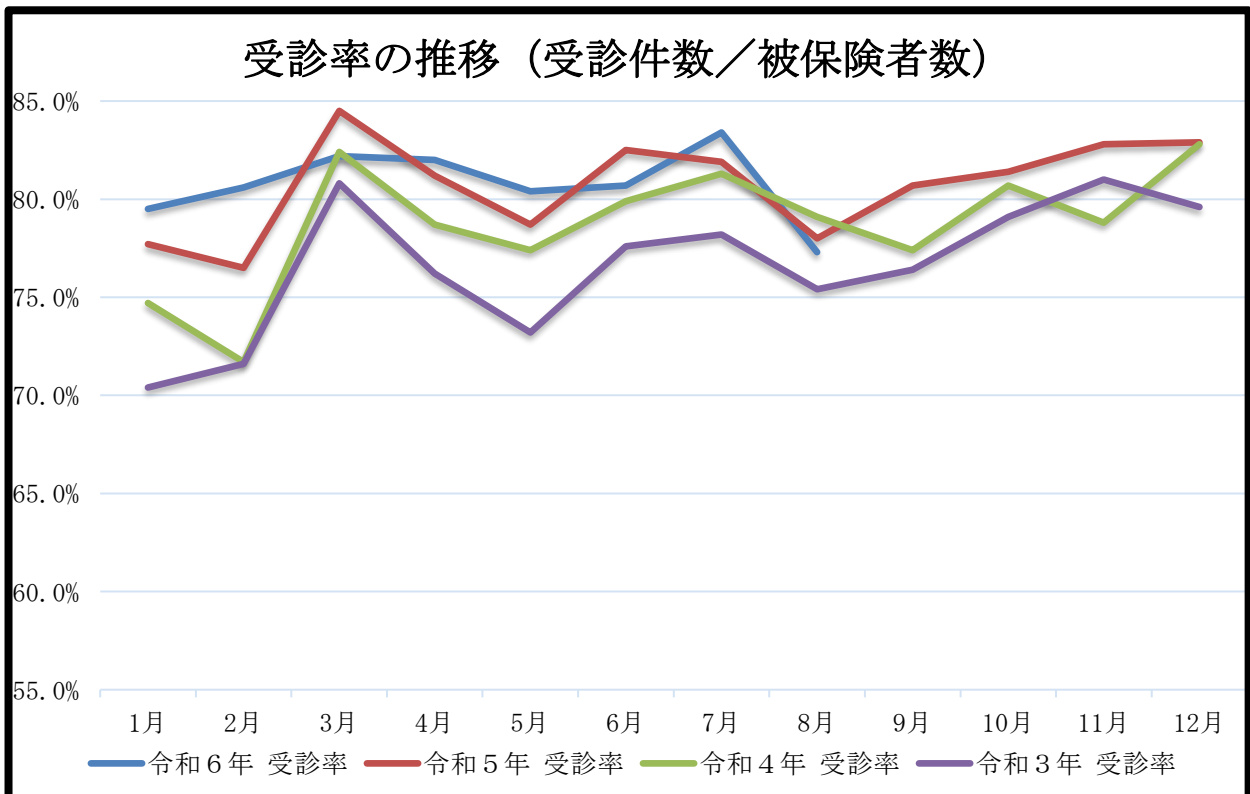
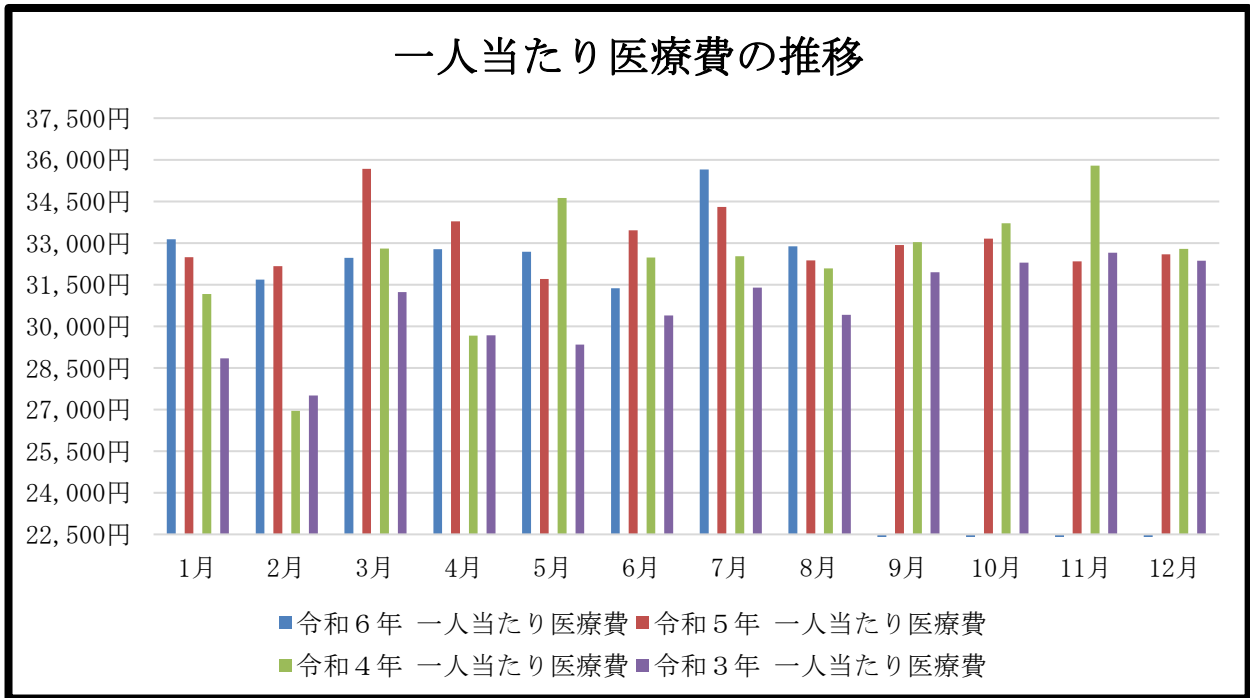
#### 6 国民健康保険被保険者を取り巻く状況等

内閣府が公表した月例経済報告（令和6年10月）によれば、「景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。」とあり、「先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としている。

消費者物価については、「緩やかに上昇している」（令和5年10月時点では「上昇している」）となっている。

7 直近の一人当たり医療費及び受診率の推移

本市の令和3年1月から令和6年8月診療分までの推移については、以下のとおりである。令和6年における一人当たりの医療費及び受診率は、例年と同様に高い状況が続いている。



## 8 応能・応益割合の設定方法

従前地方税法に規定されていた応能・応益割合 50 : 50 の考え方は、平成 30 年度から廃止となっている。

東京都においては、各区市町村における標準保険税率を算定する際に、都の所得係数を反映した上で、各区市町村の所得水準に応じて標準的な応能・応益割合を算定している。

### 【参考 1】本市の令和 6 年度当初賦課時点における応能・応益割合

課税項目	応能割（所得割）	応益割（均等割）	割合（四捨五入処理後）
基礎（医療）分	59.7	40.3	60 : 40
後期支援金分	52.8	47.2	53 : 47
介護納付金分	60.6	39.4	61 : 39

### 【参考 2】本市の令和 7 年度保険税改定見込みにおける応能・応益割合

課税項目	応能割（所得割）	応益割（均等割）	割合（四捨五入処理後）
基礎（医療）分	60.4	39.6	60 : 40
後期支援金分	57.8	42.2	58 : 42
介護納付金分	60.6	39.4	61 : 39

### 【参考 3】東京都が示した本市の令和 7 年度算定結果における応能・応益割合

課税項目	応能割（所得割）	応益割（均等割）	割合（四捨五入処理後）
基礎（医療）分	51.3	48.7	51 : 49
後期支援金分	51.8	48.2	52 : 48
介護納付金分	54.2	45.8	54 : 46

## 9 当初予算におけるその他一般会計繰入金の状況

年度	その他一般会計繰入金	被保険者一人当たり額
令和 5 年度	577,847,000 円	37,709 円
令和 6 年度	578,013,000 円	39,018 円

本市の当初予算におけるその他一般会計繰入金について、令和 6 年度と前年度を比較したところ、ほぼ同額を繰り入れた結果となっている。令和 6 年度も国保財政健全化変更計画書に基づき税率改定したものの、被保険者数の減少や加入者の所得状況の影響により、想定した国民健康保険税が確保できないためである。



# 令和7年度国民健康保険税率等について

## 1 令和7年度国民健康保険税率等における考え方

依然として多額の法定外繰入金に依存している本市の国民健康保険財政は、市民負担の公平の観点、一般会計における他の施策の影響から改善していく必要がある。

このような中、令和7年度に東京都に納付する国保事業費納付金は、令和6年度と比較して、全体で約1億円の減が示された状況であり、これは保険給付費の減がその理由として挙げられる。

国民健康保険税率等の改定については、法定外繰入金を削減・解消するため、令和6年度に策定した「国保財政健全化変更計画書」を基本とした経過があるものの、近年の物価高の影響など、その時の情勢を踏まえた柔軟な対応が求められる。

また厚生労働省は令和6年10月31日の社会保障審議会医療保険部会で、令和7年度の基礎（医療）分及び後期支援金分の課税限度額を増額改正するという案を提示し、了承を得た状況である。そして国の令和7年度税制改革大綱では、「国民健康保険税の軽減判定所得の引き上げ」について、物価上昇（所得水準の全体的な上昇）の影響により、均等割軽減の対象となる世帯の範囲が縮小しないようにするため、世帯人数に乗じる額について、5割軽減では30.5万円（現行29.5万円）、2割軽減では56万円（現行54.5万円）に引き上げることとしている。

これらについて本市では、課税限度額の引上げは中間所得者層の負担軽減を図るものに繋がること、国民健康保険税の軽減の拡充については、被保険者の負担の軽減に直結するものであることから、これまで当該の関係法令の改正が行われた場合、直ちに同様の改正を行っている経過があり、今回も同様に対応することが望ましい。

令和7年度の国民健康保険税率等の改定に当たっては、これらのことを踏まえつつ、国民健康保険被保険者への影響も十分考慮する必要がある。

## 2 令和7年度国民健康保険税率等

上記の考え方に基づき、税率改定案について2案の試算を行い、個別のモデルケースの税額の影響、法定外繰入金の見込み等について検討を行った結果、改定税率等については、以下のとおりとすることが適当である。

### (1) 基礎（医療）分

項目	令和6年度	改定案	比較
所得割	6.75%	6.94%	0.19%
均等割	35,200円	35,200円	増減なし
課税限度額	650,000円	660,000円	10,000円
応能・応益割合	60:40	60:40	増減なし

基礎（医療）分については、法定外繰入金を削減するため、所得割の率の増改定を行うものとし、本市の所得水準に基づく応能・応益割合を基本とすべきと考えるが、低所得者層への影響に配慮し、引き続き応能割に比重を置いたものとする。

(2) 後期支援金分

項目	令和6年度	改定案	比較
所得割	1.81%	2.21%	0.40%
均等割	12,500円	12,500円	増減なし
課税限度額	240,000円	260,000円	20,000円
応能・応益割合	53 : 47	58 : 42	5 : △5

後期支援金分については、標準保険税率との乖離の観点から、所得割の率の増改定を行うものとする。また低所得者層への影響に配慮し、引き続き応能割に比重を置いたものとする。

(3) 介護納付金分

項目	令和6年度	改定案	比較
所得割	1.76%	1.76%	増減なし
均等割	13,000円	13,000円	増減なし
課税限度額	170,000円	170,000円	増減なし
応能・応益割合	61 : 39	61 : 39	増減なし

介護納付金分については、今後、介護保険に基づくサービス費の増加が想定されるところであるが、標準保険税率の算定結果から、令和7年度は据え置くこととする。

上記の基礎(医療)分及び後期支援金分の増改定により、全体として3.77%程度の調定額の増改定(被保険者一人当たり年間で平均4,016円の引き上げ)となるが、当該改定のみでは、令和7年度の国保事業費納付金を全て賄うことは困難であることから、国民健康保険事業特別会計の収支の均衡を図るため、歳入不足については、法定外繰入金により賄うことはやむを得ないものとする。

# 多子世帯に対する国民健康保険税の減免について

## 1 現行の多子世帯に対する減免制度について

多子世帯に対する減免制度は、平成30年度からの賦課方式の変更等による税負担増加に対する激変緩和措置として、平成31年度に創設されたものである。現在の多子世帯に対する減免制度の内容は以下のとおりである。

項目	多子世帯に対する減免制度の内容
実施期間	令和4年度から令和6年度まで（制度創設は平成31年度）
対象世帯	(1) 同一世帯内に18歳未満である被保険者が2子以上いる。 (2) 世帯の所得が200万円以下である。
減免金額	2子目にかかる均等割が半額、3子目以降にかかる均等割が免除となる。

## 2 減免実績について

近年の多子世帯に対する減免実績は以下のとおりである。

年度	年度平均世帯数	対象世帯数		申請世帯数		減免実績	
		世帯数	割合	世帯数	割合	減免決定世帯数	減免額
4年度	9,953世帯	121世帯	1.2%	104世帯	86.0%	104世帯	1,416,600円
5年度	9,616世帯	102世帯	1.1%	86世帯	84.3%	86世帯	1,167,500円
6年度	9,310世帯	80世帯	0.9%	64世帯	80.0%	64世帯	1,028,700円

※令和6年度は令和6年9月末時点の数値

## 3 多子世帯に対する減免制度の今後について

最近では、未就学児の保険税の軽減措置が令和4年度から開始され、また義務教育就学児医療費助成及び高校生等医療費助成の自己負担が令和6年10月1日に撤廃されたなど、各種子育て世帯に対する支援が積極的に行われている状況である。

これまで本市が独自に行ってきた多子世帯に対する減免制度であるが、近年では対象世帯数、申請世帯数、減免実績などそれぞれ減少傾向にあるものの、これは社会保険の適用拡大等による国民健康保険加入世帯が、全体的に減少していることが要因の一つであると考えられる。

法定外繰入金を解消するため、財政健全化変更計画書を基本とした税率改定を今後も進めていくものの、それは国民健康保険加入世帯に少なからず影響があり、その中でも多子世帯減免の対象世帯に対する影響はより大きいと推測される。

多子世帯減免の申請割合は約8割と高い状態が続いていることに合わせて、多子世帯減免制度の継続が各種子育て世帯に対する支援と同様に、少子化対策に寄与することとなると考えられる。

このことから、多子世帯に対する減免制度については令和7年度から令和9年度までの3年間で継続することが望ましい。

## おわりに

本市の国民健康保険財政は、一般会計からの多額の法定外繰入金に依存し、収支の均衡を保ってきた経過があるが、市民負担の公平性の観点、一般会計における他の施策への影響等から、改善していく必要がある。

このような中、令和7年度に東京都に納付する国保事業費納付金は、前年度と比較して約1億円減少している。これは保険給付費の減少が主な要因であると考えられ、社会保険適用拡大等による被保険者の減少のほかに、データヘルス計画に基づいた各種事業に被保険者が取り組んだことによるものと思われる。

本協議会としては、国民健康保険事業特別会計の収支の均衡を図るため、令和6年度に策定した国保財政健全化変更計画書を基本とすること、また被保険者の負担も配慮する必要があるという立場である。

今回の税率改定については、東京都全体において保険給付費及び被保険者数の減少に伴う国保事業費納付金の減少による影響を、国保財政健全化変更計画に反映させ、被保険者に配慮した答申とするものである。

具体的には、現行の国保財政健全化変更計画書において、令和6年度以降、毎年6,126万8千円分の税率改定を予定している。今回は国保事業費納付金減少分を反映させた5,487万2千円分の税率改定とすることで話をまとめた。この税率改定の議論の中で、本市の一人当たり総所得金額が多摩26市中、最も低い状況であることに配慮すべきであるといった意見もあったところである。

そのような中、一般会計からの多額の繰入金は市民全体に対する事業に影響を与えかねないこと、令和12年度の法定外繰入金の解消期限の時に税率が急増すること無いよう計画的に税率改定する必要があること、今回の改定は所得割及び課税限度額のみで低所得者に配慮したものであることなどから、大多数がこの税率改定に賛同したこととなった。

また、多子世帯に対する国民健康保険税の減免制度については、対象世帯数は減少傾向にあるものの、一定の需要があることに加え、少子化対策の観点から全員一致で令和7年度から令和9年度まで継続することが望ましいとの結論に至った。

今回の会議では、現在の物価高や昨年度策定した財政健全化変更計画に基づく改定など議論され、改定案の結論を出すには苦慮したところがあるが、今後も国民健康保険財政の健全化を引き続き行う必要があるため、医療費の適正化及び国民健康保険税収納率の向上を図りつつ、適宜税率改定について検討されたい。